

バスロケーションシステム等導入・運用業務仕様書

1 件名

バスロケーションシステム等導入・運用業務

2 目的

この仕様書は、市が運行する乗合バスに搭載するバスロケーションシステム及び乗降カウントシステムの導入及び運用にあたり、必要事項を定めるものとする。

3 履行期間

令和7年6月1日から令和8年5月31日まで

4 数量・設置場所

タブレット端末の数量は予備を含め2台とし、市が指定する路線を運行する車両に設置するものとする。

5 システムの内容

(1) 共通

- ① タブレット端末を利用するものであること。
- ② 車載端末は、アプリをインストールしたタブレット端末を持ち込むだけで運用できるものであることとし、特別な専用機材は不要とすること。

(2) バスロケーションシステム

- ① 基本機能として、GPS位置情報の取得、サーバーアップ、バス停到着検知、地図表示、自動更新、アプリ自動機能を備えること。
- ② 利用者向けサービスとして、バスの運行状況や混雑状況を確認できる機能を備えること。また、スマートフォンの他、フィーチャーフォン、パソコン、タブレット端末に対応するものであること。
- ③ システムの管理サーバーに、路線の運行情報（バス停情報、便ダイヤ情報、曜日カレンダーなど）を登録し、車載端末に管理サーバーから取得した位置情報を送信する仕組みを構築すること。
- ④ バスの運転士の操作を伴わない仕組みを構築すること。

(3) 乗降カウントシステム

- ① バスの運転士の操作により、各停留所の乗降人数を属性ごとにカウントできるシステムを構築すること。
- ② 運行状況を可視化し、蓄積した運行実績を活用できるものとする。
- ③ リアルタイムでの実績確認が行えるようにすること。

6 業務に係る費用

システムの導入及び運用費用(月額使用料・データ通信料)並びにタブレット端末の費用とする。

7 支払方法

月払いとし、月額は、前項の使用料の総額を12で除した金額とする。(1円未満の端数切捨て)
受注者は、各月末締めで市に請求し、市は、正当な請求書を受理してから30日以内に、受注者に使用料を支払う。

8 その他

- ① 業務履行前において、市担当者とシステム構築に関する打合せを行うものとし、打合せや打合せに伴うテストに要する費用は受注者の負担とする。
- ② 業務開始に当たり、稼働テストを行い、正常に作動しているかを確認すること。
- ③ バスの運転士に対して、操作方法を示した資料等に基づき、車載器の操作方法の説明を行うこと。